

令和3年度茅ヶ崎市環境審議会 第2回生活環境分科会（WEB会議）会議要旨

日 時： 令和3年8月12日（木）10時から11時15分まで
場 所： 茅ヶ崎市役所本庁舎2階 会議室1
出席委員： 小島委員、小林委員、坂本委員、須藤委員、高木委員、湯浅委員
欠席委員： なし
出席職員： 【環境政策課】森井課長、小野寺課長補佐
 【資源循環課】森岡課長補佐
 【環境事業センター】富田所長

- 1 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和3年度版）の評価について
- ・生活環境分科会が所掌する重点施策のうち、第1回分科会に引き続き、重点施策34～37番の評価を行った。
- 主な意見等は次のとおり。（○＝委員、■＝事務局）

【重点施策34 意識啓発・人材啓発】

分科会評価C（市評価C）

○課題として、動画やオンラインによる情報発信や講座の実施を増やすことがあげられているが、市の取り組みはいかがか。

→■環境政策課においても動画による情報発信は実施したものの、オンライン講演会などについては実施に至っていない。庁内において、公民館でzoomによるオンライン講座を開催しており、こういった取り組みについて前向きに検討していきたい。

○決算額の記述に対して信憑性が疑わしいと指摘されているが、この点について事務局から補足説明はあるか。

→■他の分科会でも同様のご指摘をいただいている。こちらについては、ページ左側の具体的な取り組みと予算決算額が対の関係になっておらず、他の取り組みを含めた実施事業毎の決算額となっている。

なお、当初予算で組んでいたもののコロナ禍により減額補正対応を実施した結果、予算額がゼロとなっている事業がある。環境活動パネル展は、費用をかけない中で実施をした。

具体例をあげると75ページの環境バスツアーが中止となっているのに事業毎の決算額が入っているが、この事業には58ページの別の取り組みの決算額が記されている。

○北部地区の不法投棄に関する指摘がなされているが、実際の取り組み状況について説明をお願いします。

→■産業廃棄物は神奈川県、一般廃棄物は茅ヶ崎市が対応する役割となっているが、市域内のことなので、市に通報をいただいた場合、県と連携して指導にあたっている。また、不法投棄のパトロールの実施に加え、地域の方々と連携した不法投棄対策を行うべく、自治会の方々と意見交換会を行い、不法投棄の防止に取り組んでいく。

→○こちらに記載されている「事業者」は一般的な事業者なのか、廃棄物に特化した事業者なのか。後者のほうに意識啓発が必要と考える。

→■ごみを保管できる事業者は許可を有していることが前提であるが、委員からの評価に記載されている内容は、許可を有しているが保管が適正でない事業者、もしくは許可を有していない事業者のケースの可能性もある。いずれにしても、市民の皆様からの通報に基づき指導を行っており、これからも取り組んでいきたい。

- 事業者に対し、教育を義務付けることはできないのか。
- ごみを大量に排出している事業者に対して、排出量の削減に向けた計画書の提出を求めたり、飲食店等を訪問し分別の案内を実施しており、引き続きこういった事業者への啓発を行っていききたい。
- 産業廃棄物に関しては県の担当となるが、事業者は法律に基づいた義務を負うこととなり、許可業者は法に従うが、許可を取っていない業者への対応については課題が多いと考える。
 - 委員の評価が、Cが4人、Dが1人と分かれている。市の評価がCであることを考えると、Cでよいかと思う。
 - 分科会評価はCとする。

【重点施策35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援】

分科会評価C（市評価C）

- 委員からのコメントに、地域清掃活動に対する軍手配布について、自治会にて買い足しをしている、との意見がだされているが、行政としての見解をお伺いしたい。
- 担当課に確認したところ、少人数での申請に対しては人数分の軍手を配布できているが、自治会などの大人数の申請に対しては、在庫の都合上、全員分の軍手をお渡しできる状況ではなく、場合によっては片手分の対応をお願いしていることもある。現時点で追加での購入の予定はない、とのことだった。
 - 自治会に交付される資源回収量に応じた補助金についてはいかがか。
- はじめに、補助金の仕組みについて説明する。びんかんペットボトルなどの資源物の回収量に応じて、1kgあたり2.5円の補助金を交付している。たくさん分別して資源物を排出していただければ、自治会に補助金として戻ってくるという構図となっている。また、間接的には分別が促進され、焼却量の減少に寄与していると捉えている。
 - コロナ禍で市民団体の活動も影響を受けていると思われるが、市の支援策としてどういうことを考えているか。
- 環境政策課で把握している市民団体の多くが、自然環境保全活動をしている団体であるが、現地の保全活動は継続的に実施しているが、観察会や講演会といったイベントは実施できていない。今年度の取り組みとなるが、市民団体が中学校の環境学習の一環として実施した観察会の様子を取材してホームページに掲載した。こういう取組を通じて、今後も市民団体の活動を知ってもらえる機会を作っていきたい。
 - 先日、お話を伺った市民団体の会長の話では、とにかくマンパワーが不足している、とおっしゃっていた。ここに対するアプローチが必要と考える。また、環境保全の取り組みということだが、周辺環境の変化などの負荷があまりにも強すぎて、現状維持すら困難ではないかと考える。市民団体と問題意識を共有して取り組んでいく必要があるのではないかと。先日お話を伺った清水谷のケースでは、中央池の現状を維持するというのではなくヘドロの問題を解決しないと生きものの住みかとして善処していかないのではないかと危惧している。
- マンパワー不足については、保全作業ボランティア斡旋制度を設けているが、なかなか実績が伴っておらず、行政としてもこの点を課題として今後も検討していく。委員よりご指摘いただいた清水谷の中央池については、行政もヘドロ対応が課題であるという認識を持っている。市民団体と問題意識を共有しながら協議を行いつつ、大学の有識者にも相談しながら手法を検討している。
 - 委員の評価は全員がCで、市の評価もCということから、Cで良いかと思う。
 - 分科会評価はCとする。

【重点施策36 地域と連携した環境教育】

【重点施策37 学校における取組の支援】

分科会評価B（市評価B）

評価未記入だった委員より「B」評価でお願いしたいとの申し入れあり。

○委員より、一部報告内容の文章が重複しているとの指摘があるが、事務局の見解はいかがか。

- ご指摘のとおり、一部重複した表現で記載されている。次回以降、注意していきたい。
- 環境学習について、学校の周辺環境に関連して実施されているのか、という意見がだされている。
- 小学校4年生を対象に実施している、ごみの分別に関する環境学習については、ごみ処理の流れや分別の案内、パッカー車の実車を用いた仕組みの紹介といった内容で実施しているが、周辺環境に応じて説明内容は変えていない。一方で、年に1回市内の小中学校よりスクールエコアクションの取り組み報告をいただいているが、各小中学校で独自で取り組まれている環境学習においては、地域特性に応じたものや、市民団体や事業者、行政の協力を得ながら実施した取り組みもある。具体例としては、小出小学校は里山公園での野菜作り、浜須賀小学校ではNPOの協力を得ながらハマボウフウの移植や美化財団の協力を得ながらのビーチクリーン等が挙げられる。また企業の協力を得ている取組などもある。
- 環境学習の分野におけるオンライン対応の状況はいかがか。
- 学校現場におけるオンライン環境が整ってきているが、市が提示している出前講座の内容が、パッカー車の実車を見せながら行うなど、体験型の要素を含むものもあることから、スライドや映像などオンライン対応可能なコンテンツについては今後検討されていくものと考えている。
- 学校現場のカリキュラムが過密となっている中で、行政からの出前授業の実施を要望しているのであれば現場にとって負担になっているのではないか。
- 出前授業については、行政からメニュー一覧をお示し、学校側の要望を受けてから対応する形で実施している。行政から学校に授業を受講するようといった依頼は行っていない。ごみ問題を社会科などで取り上げる際に、ごみの分別に関する出前授業についてご要望いただいていることが多い。
- 自然観察会などを行っている市民団体への支援もされているとのことだが、学校にも内容をお伝えできると、長い目で見たときに子どもたちに身近な環境について関心を持ち保全活動の必要性を知ってもらえるのではないか。
- こういった取り組み内容を他の学校にも水平展開すべく、環境学習で実際に取り組んだ内容とともにご協力いただいた市民団体や事業者等の名前を示した資料を全小中学校に配布をし、次年度以降のカリキュラム作成の参考としていただいている。
- 分科会評価はBとする。

2 その他

→事務局より次回会議の案内を行った。

【第2回環境審議会】

日 時 令和3年10月（日時未定）

■配布資料

資料 茅ヶ崎市環境審議会 生活環境分科会 事前評価シート
参考 茅ヶ崎市環境審議会 生活環境分科会 事前質問に対する回答